

横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領

制 定 平成17年 3月24日 総公第 198号（部長決裁）

最近改正 平成27年 3月31日 財公第 761号（局長決裁）

（趣旨）

- 1 この要領は、「横浜市公共事業評価実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の基本的解釈及び細部事項について定めるものとする。

（総則）

2 第2条関係

- (1) 第1号の「市が実施する施設整備事業」とは、道路、公園、下水道等の基盤施設から建築物や設備等まで含めた、市が事業主体となって実施するすべての施設の整備事業のことをいう。
- (2) 第3号の「事業採択」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項に定める認可又はこれに相当するもので、原則として別表1のとおりとする。
- (3) 第3号の「未着工」とは、別表2のとおりとする。
- (4) 第4号の「事業完了」とは、別表3のとおりとする。

（事前評価関係）

3 第4条及び第5条関係

- (1) 第4条第1項の「総事業費」とは、事業の実施に必要な用地補償費、設計費、工事費等、事業に要する経費の総額のことをいう（ただし、業務に従事する市職員の人件費、維持管理に要する経費及び基本計画等の事業の実施の判断のための予備的検討にかかる経費は除く。）。
なお、事業に先駆けて先行的に当該事業費以外の財源を用いて用地を取得している場合は、当該事業費により買い換える時点での価格を用いるものとする。
- (2) 第4条第1項の「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら（軽微なものを除く）再構築を行う場合以外のことをいう。
- (3) 第4条第2項の「事前評価と同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について、市民に公表し意見を聴く手続及び第三者委員会等に意見を聴く手続のいずれも実施していることをいう。
- (4) 事前評価を実施する際の事業の単位は、次の視点に基づき決定するものとする。
 - ア 施設の機能を発揮する範囲など、効果的な評価が可能な範囲（補助事業の事業認可の単位等）
 - イ 将来的に再評価もしくは事後評価の対象となった場合の整合性を考慮した範囲

- (5) 第4条第2項各号に該当し、事前評価実施事業から除く場合、事業を所管する局、事業本部及び区役所（以下「事前評価実施局」という。）は、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。
- (6) 第5条の「原則として」とは、事業のおおむねの計画の策定状況等を踏まえ、事前評価実施局において適切な評価時期を設定できることをいう。

4 第6条関係

- (1) 事前評価調書（案）は、事前評価実施局が策定するものとする。
- (2) 事前評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業事前評価調書（案）（様式2）」による。
- (3) 事前評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。

5 第7条関係

- (1) 事前評価調書（案）の市民への公表は事前評価実施局が行い、原則として次の場所において次の方法で行うものとする。
 - ア 市ホームページへの掲載
 - イ 市民情報センターにおける閲覧及び配布
 - ウ 評価を実施する事業の位置の区役所における閲覧及び配布
 - エ 事前評価実施局における閲覧及び配布
 - オ その他、事前評価実施局が必要と認める場所又は方法
- (2) 市民意見の聴取を行うときは、広報よこはま及びその他市の広報媒体に、事業名、市民意見の聴取期間、公表する場所等を掲載するものとする。
- (3) 市民意見の聴取は、次の者を対象とする。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 意見を提出しようとする市民は、意見等並びに当該市民の住所及び氏名を記載した文書を、次のいずれかの方法により提出するものとする。
 - ア 直接持参
 - イ 郵便
 - ウ FAX
 - エ 電子メール
 - オ その他、事前評価実施局が必要と認める方法
- (5) 事前評価実施局は、収集した個人情報について横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）に従って適切に取り扱うものとする。
- (6) 市民意見の聴取期間は、おおむね1か月とし、市民が意見を提出するために必要な時間等を勘案して定めるものとする。

- (7) 「同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について公表し、市民に意見を聴く手続のことをいう。
- (8) ただし書きに該当し、事前評価の手続の一部を除く場合、事前評価実施局は、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。

6 第8条関係

- (1) 「同様の手続」とは、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果及び事業計画等について公表し、第三者委員会等に意見を聴く手続のことをいう。
- (2) ただし書きに該当し、事前評価の手続の一部を除く場合、事前評価実施局は、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。

7 第9条関係

- (1) 「事前評価の結果」は、事前評価実施局が策定するものとする。
- (2) 「市民意見」、「市民意見に対する市の見解」及び「事前評価調書」の公表は、事前評価実施局が行うものとする。
- (3) 「委員会資料」及び「意見具申に対する対応」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。

（再評価関係）

8 第10条関係

- (1) 第1項において、補助事業以外の事業については、事業の目的の機能が整い、供用された場合を事業完了とし、その後の関連する工事等は、再評価の対象とはしないものとする。
- (2) 第1項の「実施する事業」の単位は、原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、関連する工事等が一体となって効果を発揮するものについては、それらをまとめて1つの事業単位として再評価を行うものとする。
- (3) 第1項の「原則として」とは、次のいずれかに該当する場合については、個々の事情等を踏まえ、再評価実施局において、適切な経過期間を設定することができることをいう。
 - ア 事業採択時の事業期間が5年を超える場合又は複数の事業で一体となって効果を発揮する場合
 - イ 第1項各号に定める期間が経過した時点で、事業は継続中であるが、翌年度に事業費の予算化を行わない場合又は当該年度に事業費の執行見込みがない場合
- (4) 第1項各号の経過期間の算定に当たり、事業途中で、事業計画の変更等の理由により再評価と同様の手続（資料等を公表し、第三者委員会等に意見を聴く手続をいう。）を行った場合は、当該手続の完了時点を起点とすることができるものとする。
- (5) 第1項の「単純な更新を目的とした」とは、単独もしくは複数の既存施設を対象に、機能の向上や効率性を図りながら（軽微なものを除く）再構築を行う場合以

外のことをいう。

- (6) 第2項の「一定以上の事業進捗率が図られている事業」とは、再評価実施年度の前年度末までの事業進捗率が、総事業費に対し80%以上である事業のことをいう。
- (7) 第2項の「当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業」として、実施事業から除いた事業が、当該年度の翌年度末までに完了しないことが判明した場合は、速やかに再評価を実施するものとする。
- (8) 第2項の「事業目的等の変更を伴う再構築中の事業」に該当する事業は、原則として翌年度に再評価の実施時期を変えることができる。ただし、前の再評価で「継続（一部見直し）」とした事業については、見直しが確定した後に再評価を行うものとする。
- (9) 第2項各号に該当し、再評価実施事業から除く場合、事業を所管する局、事業本部及び区役所（以下「再評価実施局」という。）は、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。

9 第12条関係

- (1) 再評価調書（案）は、再評価実施局が策定するものとする。
- (2) 再評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業再評価調書（案）（様式3）」による。
- (3) 再評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。

10 第14条関係

「対応方針」は、再評価実施局が確定するものとする。

11 第15条関係

- (1) 「再評価の結果」は、再評価実施局が策定するものとする。
- (2) 「再評価の結果」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。

（事後評価関係）

12 第16条関係

- (1) 「事後評価と同様の手続」とは、事業完了後に事業の効果の発現状況等について、学識経験者等に意見を求めている場合のことをいう。
- (2) 第2項各号に該当し、事後評価実施事業から除く場合、事業を所管する局、事業本部及び区役所（以下「事後評価実施局」という。）は、「事業評価実施除外報告書（様式1）」により報告するものとする。

13 第18条関係

- (1) 事後評価調書（案）は、事後評価実施局が策定するものとする。

- (2) 事後評価調書（案）の様式及びその記載方法については、「公共事業事後評価調書（案）（様式4）」による。
- (3) 事後評価調書（案）には、できるだけ客観的データを盛り込み、市民にわかりやすい内容となるよう努めるものとする。

14 第20条関係

- (1) 「事後評価の結果」は、事後評価実施局が策定するものとする。
- (2) 「事後評価の結果」の公表は、委員会の事務局が行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
（横浜市事業再評価実施要綱事務取扱要領の廃止）
- 2 横浜市事業再評価実施要綱事務取扱要領（平成10年12月16日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、「5第8条関係」(3)の改正規約については、平成23年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 事業種別ごとの事業採択の定義

事業名	事業採択
都市公園事業	都市計画法第59条第1項に規定する認可を受けたとき
土地区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第52条第1項に規定する認可を受けたとき
市街地再開発事業	都市再開発法(昭和44年法律第38号)第51条第1項に規定する認可を受けたとき
街路事業	都市計画法第59条第1項に規定する認可を受けたとき
道路事業	事業費の予算化時点
水道事業	事業費の予算化時点
工業用水道事業	事業費の予算化時点
下水道事業	都市計画法第59条第1項に規定する認可を受けたとき又は下水道法第4条第1項に規定する認可を受けたとき
河川事業	1級河川については、河川法(昭和39年法律第167号)第79条第1項に規定する認可を受けたとき、2級河川については同法同条第2項に規定する協議を終了したとき又は事業費の予算化時点
公営住宅整備事業	事業費の予算化時点
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱(平成16年国土交通省住市発第350号)第6第1項に規定する承認を受けたとき
住宅市街地総合整備支援事業(採択時)	住宅市街地総合整備支援事業制度要綱(平成6年建設省住市発第51号)第5第1項に規定する承認を受けたとき
密集住宅市街地整備促進事業(採択時)	密集住宅市街地整備促進事業制度要綱(平成6年建設省住市発第46号)第5第1項に規定する承認を受けたとき
住宅地区改良事業	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第5条第1項に規定する協議を終了したとき
港湾整備事業	事業費の予算化時点
鉄道事業	鉄道事業法第3条第1項に規定する許可を受けたとき

注1 事業認可に先立って、工事費等の事業費の予算化がなされた場合はその時点とする。

注2 この表以外の事業がある場合は、趣旨に照らして個別に定める。

注3 「事業費の予算化時点」とは、要領3(1)に定める経費が予算化された年度とする。

注4 この表に限らず、これに相当する時点とすることができる。

別表2 事業種別ごとの未着工の定義

事業名	事業未着工
都市公園事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
工業用水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
公営住宅整備事業	工事に未着手
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅地区改良事業	用地買収手続、工事ともに未着手
港湾整備事業	工事に未着手
鉄道事業	工事に未着手

注1 この表以外の事業がある場合は、趣旨に照らして個別に定める。

注2 この表に限らず、これに相当する時点とすることができる。

別表3 事業種別ごとの事業完了の定義

事業名	事業完了
都市公園事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了した時点
街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
道路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
水道事業	供用をした時点
工業用水道事業	供用をした時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
公営住宅整備事業	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として採択した事業が完了した時点
住宅市街地総合整備支援事業	原則として採択した事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として採択した事業が完了した時点
住宅地区改良事業	原則として採択した事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
鉄道事業	事業採択を行った箇所及び区間が全て供用を開始した時点

注1 この表以外の事業がある場合は、趣旨に照らして個別に定める。

注2 この表に限らず、これに相当する時点とすることができる。

(様式1)

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

財政局長

〇〇局長

事業評価実施除外報告書

次の事業に関する事業評価の実施（手続の一部）を除外することについて、横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づき、関係資料を添付し、報告します。

除外する評価の種類 (事前、再、事後) *	事業名	除外根拠条項

※ 事前評価において、手続の一部（市民意見の聴取又は委員会の審議）を除外する場合は、評価の種類とあわせて、除外する手続も記入してください。

担当課 _____ 局 _____ 課 (Tel _____)

(様式2)

公共事業事前評価調書 (案)

事業概要	事業名	※指定した番号を記載する。
	場所 (所在地)	
	事業目的	
	事業内容	※事業内容(施設規模等の諸元、案内図等)のほか、運営・維持管理計画等について記載する。(運営・維持管理主体・方法等検討の方向性でも可)
	事業スケジュール	※設計・工事等の着手～完成、稼動予定、有期事業はその期間等を記載する。
	総事業費	※総事業費(用地補償費、設計費、工事費等、事業に要する経費の総額。ただし、業務に従事する市職員の人件費、維持管理に要する経費は除く。)、補助・市単独費の内訳等を記載する。
事業の必要性	※次のうち該当する項目について記載する。 ①必要性・優先度 (当該事業が必要な理由[地域の課題、発生している問題、市民ニーズ等]をわかりやすく表記する。データ等があると、より説得力が出る) ②上位計画における位置付け・根拠法令等 (中期政策プランでの位置付け、国・県等の計画との関係、法令等による義務等) ③社会経済情勢 (他都市の状況、社会的・経済的要請状況等) ④代替性 (代替案との比較からの妥当性等) ⑤適地性 (当該場所で当該事業が必要な理由等) ⑥公的関与の必要性 (民間の状況・民営化に関する状況等) ⑦その他	

<p>事業の効果 (費用便益分析等)</p>	<p>※次のうち該当する項目について記載する。 ①定性的事項 ②定量的事項(費用便益分析等、(利用者数・待機人数、現有対応能力との関係など) ③コスト削減の取組み(従来手法と比較し事業効果を上げるため企画段階で検討しているコスト削減の取組み等) ④その他(事業再評価制度等で評価指標のあるものは、その事項について記載する。)</p>
<p>環境への配慮</p>	<p>※法令・条例等以上のレベルでの配慮事項、環境管理の考え方等を記載する。 ※横浜市環境配慮指針の事業別の配慮事項、CASBEE、BELSを参考に記載する。</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>※用地取得見込、地元住民説明状況等を記載する。</p>
<p>事業手法</p>	<p>(結論でなく方向性だけでも可。計画の経緯により事業手法が先行している場合もあるが、その場合にあっても市の財政負担を伴う公共事業であるため、事前評価を行い市民に公表する必要がある。)</p>
<p>その他</p>	<p>※本市以外との協働事業、その他事前に公表しておくべき事項などがあれば記載する。</p>
<p>添付資料</p>	<p>有 ・ 無</p>
<p>担当部署</p>	<p>局・区 部 課 (Tel)</p>

(様式3)

公共事業再評価調書 (案)

番 号	※指定した番号		事業担当局課	局・区	課	
事業名				採択年度		
施工場所				経過年数		
目的及び 事業概要	※目的、必要性、効果、事業規模等について記載する。					
			当 初(事業採択時)	変 更(平成 年度)		
	事業期間					
	事業費	合 計				
			国 費			
			市 費			
	変更内容	※事業の変更を行っている場合には、その変更内容について記載する。				
	上位計画等	※上位計画等の審議対象事業の上位計画等について記載する。				
関連事業	※審査対象事業に関連する事業がある場合は、その事業との関係について記載する。					
事業の 必要性	事業を巡る 社会経済情 勢等の変化	※需要見込みや地元情勢の変化等、事業を巡る社会経済情勢の変化、上位計画・関連計画の変化、自然環境条件の変化等がある場合、その内容を記載する。				
	事業の 投資効果 ・ 事業効果等 (費用便益分析等)	<p>①費用便益分析又はその他定量的事項を記載する。残事業のB/Cがある場合、その内容を具体的に記載する。</p> <p>②定性的効果を具体的に記載する。</p> <p>[その他特記事項]</p> <p>※横浜市独自の手法でB/Cの算定を行っている場合はその方法を簡潔に記載する。</p>				

事業の 進ちよく 状 況	事業進ちよく率%	※事業の進ちよく状況(経過、現状、地元情勢等)、残事業の内容 等を記載する。
	用地取得率%	
	供用等の状況	
事業の課題 及び進ちよく 見 込 み	※事業の課題等がある場合に、その内容を記載する。 ※事業実施の目途、進ちよくの見通し等(用地買収完了、工事完了の目途がついてい ればその時期、部分供用の目途がついていればその部分の時期等)を記載する。	
そ の 他 (コスト削減項目等)	※コスト削減の実績や予定について記載する。 ※その他各事業に特化した事象等があれば記載する。	
その他	※その他公表しておくべき事項などがあれば記載する。	
添付資料	有 ・ 無	
対応方針 (案)	継 続	計画通り(上記計画を実施)※1
		一部見直し(上記計画を変更)※2
		【見直し内容】
	中 止	

対応方針 (案)とし た理由	※上記の内容を踏まえ、その事業に固有な理由を記載する。
----------------------	-----------------------------

※1：既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業
についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。

※2：今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。

(様式4)

公共事業事後評価調書（案）

番 号	※指定した番号	事業担当局課	局・区	課
事業名			完了年度	
施工場所			経過年数	
目的及び事業概要	※「目的」「完了した時点の事業規模」等について記載する。			
要因の変化 ・ 事業計画の変更の経緯等	※事業途中等で事業計画(事業費、事業期間、施設の利用状況等)を変更している場合は、その理由や背景、内容を記載する。(事前評価や再評価の実績がある場合は、その経緯を踏まえて記載する。)※費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化がある場合は概括的に記載する。			
事業の効果の発現状況 (費用便益分析等)	※「時間短縮効果」「サービス水準の向上」「環境面からの効果」「社会経済面からの効果」「費用便益分析」等、効果の発現状況を具体的に記載する。			
対応方針 (案)	※「改善措置の必要性」「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の有無について、理由とともに記載する。			
添付資料	有・無			